

## 国際租税協力に関する国際連合枠組条約の付託草案（第1～第3）の一覧

- 【1】 国際租税協力に関する国際連合枠組条約の草案改訂案（2024年7月18日）
- 【2】 国際租税協力に関する国際連合枠組み条約の付託草案改訂案（2024年8月11日現在）
- 【3】 国際租税協力枠組条約に関する議長規約案（2024年8月15日）⇒採択された草案

### I. 序文 (Introduction)

1. 決議78/230「国連における包括的かつ効果的な国際課税協力促進」の採択において、国連総会において国際租税協力を強化し、それを完全に包括的かつ効果的なものとするためには、国際租税協力に関する国連枠組み条約の策定が必要であることが強調された。 (Agreed ad ref)
2. 総会は決議の中で、枠組み条約の制定は、「開発資金に関するアジスアベバ・アジェンダ」と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現を加速させるとの認識を示した。 (Agreed ad ref)
3. そのため、総会は、国際的な租税協力に関する国際連合枠組条約の付託事項を起草する目的で、加盟国主導のオープンエンドの政府間特別委員会を設置した。 (Agreed ad ref)
4. 総会はさらに、政府間特別委員会に対し、第79回総会に、国連枠組み条約の付託事項(TOR)を含む報告書を提出するよう要請した。 (Agreed ad ref)
5. 委任事項に従った作業を完了した政府間特別委員会は、総会に対し、国際的な租税協力に関する国際連合枠組条約の付託事項(TOR)案の検討を勧告する。
5. 政府間特別委員会は、このマנדートに従った作業を完了し、今般、国際租税協力に関する国際連合枠組み条約に関する以下の付託事項案を総会の検討に付すことを勧告する：
  - 【1】 【2】 に同じ

### II. STRUCTURAL ELEMENTS OF THE CONVENTION (総会の構造的要素)

- 【2】 に同じ

#### 前文 (Preamble)

6. 枠組み条約のテキストは、以下の総会決議を反映したものでなければならない。
6. 枠組み条約の本文は、特に以下の総会決議を反映すべきである：
  - 決議78/230「国連における包括的かつ経済的な国際租税協力の推進」（2023年12月22日）
    - a. 「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の推進」に関する2023年12月22日付決議78/230；
  - 決議77/244(2022年12月30日)「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の推進」
    - b. 「国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の推進」に関する2022年12月30日付決議77/244
  - 決議69/313(2015年7月27日)「第3回開発資金国際会議のアディス・アベバ行動目標」
    - c. 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に関する2015年9月25日の決議70/1; および

d. 第3回開発資金国際会議のアディスアベバ行動アジェンダに関する2015年7月27日の決議69/313。

以上【2】に同じ

## 目的 (Objectives)

7. 国連国際租税協力枠組条約は、その目的を明確に示すべきである。その意味で、以下のことが必要である。

- a. サブスタンスとプロセスにおいて完全に包括的かつ効果的な国際的租税協力を構築する；
- b. 各加盟国の課税主権を尊重しつつ、現在および将来の租税および租税関連の課題に継続的に対応できる、国際的な租税協力のためのガバナンス・システムの確立を図る；
- c. 国際租税規則の合法性、確実性、弾力性、公正性を強化することを視野に入れ、国内資源動員を強化するためのその他の課題に対処しながら、持続可能な開発のための包括的、公正、透明、効率的、公平かつ効果的な国際租税制度を確立する。

7. 国際租税協力に関する国際連合枠組み条約は、その目的を明確に示すべきである。その観点から、次の事項を盛り組むべきである：

- a. 内容と手続きにおいて、完全に包括的かつ効果的な国際租税協力を確立する；
- b. 現行および将来の租税および租税関連の課題に継続的に対応できる、国際租税協力のためのガバナンス・システムを確立する；
- c. 国際租税ルールの正当性、確実性、弾力性及び公平性を強化するとともに、国内資源動員の強化に関する課題に対処するため、持続可能な開発のための包摂的、公正、透明、効率的、公平かつ効果的な国際租税制度を確立する。

## 原則 (Principles)

8. 国際租税協力に関する国際連合枠組条約は、条約の目的達成のための起草および実施に係る原則に関する明確な声明を含むべきである。

8. 国際租税協力に関する国際連合枠組み条約は、その目的達成の指針となる原則の明確な表明を含むべきである。

【2】に同じ

9. 枠組条約の目的達成のため以下のことを行う：

9. したがって、枠組み条約の目的を達成するための努力は以下のとおりであるべきである：

- アプローチと範囲において普遍的であり、すべての国、特に特別な状況にある国の異なるニーズ、優先事項、能力を十分に考慮すべきである；

- a. アプローチと範囲において普遍的であり、開発途上国、特に特別な状況にある国を含むすべての国のさまざまなニーズ、優先事項、能力を十分に考慮すべきである；

【2】に同じ

- すべての加盟国は、自国の国内税制の政策と慣行を決定する主権を有し、そのような政策と慣行が他の加盟国の課税基盤や税制の有効性を損なわないようにする責任を有することを認識する；

- b. すべての加盟国が、自国の租税政策と慣行を決定する主権を有し、そのような事項に関し

て各加盟国の主権を尊重する責任を有することを認識する；

b. すべての加盟国が自国の税制政策および税制慣行を決定する主権を有することを認めるとともに、こうした事項に関して他の加盟国の主権を尊重する。

- すべての国のすべての人々のすべての人権を尊重し、擁護、実現するという、国際人権法および人権条約の下での国家の既存のコミットメントに完全に沿ったものであること；

c. すべての国のすべての人々のすべての人権を尊重し、保護し、実現するために、国際人権法および人権条約に基づく各国の既存の約束と完全に一致すること；

c. 国際租税協力の追求においては、国際人権法に基づく各国の義務と整合を図ること。

- 経済、社会、環境政策の側面をバランスよく統合的にカバーする、総合的で持続可能な開発の視点を持つ； および

d. 経済、社会、環境政策の側面をバランスよく統合的にカバーする総合的で持続可能な開発の視点をとること；

- テクノロジーやビジネスモデル、国際的な租税協力のランドスケープが進化する中で、衡平な結果を確保するために十分な柔軟性、弾力性、機動性を備えていること；

e. 社会、技術、ビジネスモデル、そして国際租税協力の状況が変化する中で、公平かつ効果的な成果を確保するために、十分な柔軟性、弾力性、機動性を持つこと；

- 持続可能な開発の達成に貢献する国際税制の下で、課税権の公平な配分を確保する；

f. 国際租税制度の下での課税権の配分の公平性を確保することにより、持続可能な開発の達成に貢献する；

- 対象が可能とする限り、シンプルで運用しやすいルールを提供する；

g. 対象が可能とする限り、シンプルで運用しやすい規則を提供する；

- 納税者と政府にとっての確実性を高める；および

h. 納税者と政府にとっての確実性を高める。

- すべての納税者に透明性と説明責任を求める。

i. すべての納税者の透明性と説明責任を求める。

d以下【2】に同じ

## 枠組み条約の重要な要素 (Substantive elements of the Framework Convention)

### コミットメント (公約)

【2】に同じ

10. 枠組み協議には、以下に関するコミットメントを含めるべきである：

10. 枠組み条約は、その目的を達成するためのコミットメントを含むべきである。特に以下のテーマに関するコミットメントを検討すべきである：

[多国籍企業への公平な課税を含む課税権の公平な配分；

富裕層への効果的な課税；

税制措置が環境問題の解決に貢献するようにすること；

税制上の効果的な透明性と情報交換；

課税における紛争の効果的な予防と解決；および

枠組条約がその目的を達成するために必要または適切なその他の課題。]

a. 多国籍企業への公平な課税を含む、課税権の公平な配分；

- b. 富裕層による脱税と租税回避に対処し、関連する加盟国での効果的な課税を確保する；
- c. 税制措置が、経済、社会、環境の3つの側面における持続可能な開発の達成に寄与することを確保する；
- d. 税務上の透明性及び情報交換を含む、税務に関する効果的な相互行政支援；
- dbis. 税に関連する不正な資金の流れ、租税回避、脱税及び有害な税慣行への対処における効果的な協力。
- e. 租税紛争の効果的な予防と解決。

10. 枠組み条約は、その目的を達成するためのコミットメントを含むべきである。特に以下のテーマに関するコミットメントが必要である：

- a. 多国籍企業に対する公平な課税を含む、課税権の公平な配分；
- b. 富裕層による脱税と租税回避に対処し、関連する加盟国での効果的な課税を確保すること；
- c. 経済、社会、環境の3つの側面における持続可能な開発の達成に、バランスのとれた統合的な方法で貢献する国際的な租税協力のアプローチ；
- d. 租税目的の透明性及び情報交換を含む、租税問題における効果的な相互行政支援；
- e. 税務に関連する不正な資金の流れ、租税回避、脱税及び有害な税慣行への対処。
- f. 租税紛争の効果的な予防及び解決。

## 能力開発

11. 課税主権は、国際的な租税協力における包括的かつ効果的な参加には、すべての国が規範策定プロセスに有意義に貢献できるよう、多様なニーズ、優先順位、能力を考慮した手続きが必要であることを意味し、そして尊重する。そのためには、すべての国が不当な制限を受けることなく、アジェンダの設定、議論、意思決定に参加する機会を、その国の希望に応じ直接または国別グループを通じ与えられることが必要である。

11. 国際租税協力への包括的かつ効果的な参加には、すべての国が不当な制限を受けることなく、規範策定プロセスに有意義に貢献するための異なるニーズ、優先事項及び能力を考慮し、それを支援する手続きが必要であり、これには、各国の希望に応じて、直接又は国別グループを通じて、議題策定、議論及び意思決定に参加する機会を与えることも含まれる。

11. 国際税務協力への包括的かつ効果的な参加には、すべての国のさまざまなニーズ、優先事項、能力を考慮し、過度の制約なしに規範設定プロセスに有意義に貢献する手続きが必要であり、各国の希望に応じて、直接または国別グループを通じて議題設定、議論、意思決定に参加する機会を与えることを含め、各国がそうすることを支援する。

12. 国際的な租税協力に参加し、国際的な租税協力の枠組みを実施するための十分な能力を確保するために、加盟国、特に発展途上国が、関連する国際的な租税慣行と関連する問題についての能力を構築するための努力を支援し、そのための資金を提供する主たる責任を有する機関に関する規定を枠組み条約に盛り込むべきである。

12. したがって、枠組み条約は、加盟国、特に開発途上国が国際租税協りに効果的に参加し、枠組み条約を実施するための十分な能力を有することを確保するため、関連する国際租税実務及び関連する問題に関する能力構築の努力を支援するための制度的メカニズムに関する規定を含むべきである。

【2】に同じ

## 枠組条約の構造的要素

### その他の要素

**【2】**に同じ

13. 枠組み条約には、次のような実質および手続きに関する要素を含めるべきである：定義、他の協定、文書、国内法との関係、レビューと検証、（枠組条約実施のための）情報交換、データ収集と分析、財源とメカニズム、締約国会議、事務局、補助機関、紛争解決メカニズム、枠組条約の改正および議定書採択の手続き。

13. 枠組み条約は、特に、以下の追加的な実質的及び手続き的要素も含むべきである：定義、他の協定、文書及び国内法との関係、レビュー及び検証、（枠組み条約の実施のための）情報交換、データ収集及び分析、財源、締約国会議、事務局、補助機関、紛争解決メカニズム、並びに、枠組み条約の改正及び議定書の採択のための手続、並びに、最終規定。

**【2】**に同じ

## 初期議定書で取り組むべき優先分野

### III. 初期の議定書

#### III. 議定書

14. 少数の具体的な優先分野に関する初期議定書については、枠組条約の交渉と同時に作成されるべきである。これらの初期議定書の課題は、次の特定の優先課題から選ぶべきである：

デジタル化されグローバル化した経済に対する課税  
国境を越えたサービスから派生する所得に対する課税  
税に関連する不正な資金の流れ  
税務紛争の予防と解決  
富裕層への課税

14プレ。議定書は、枠組み条約とは別に、枠組み条約を補足し、運用し、そして／または精緻化する法的拘束力のある文書である。

14. 枠組み条約の交渉と同時に、以下の特定の優先分野から選ばれたテーマに関する2つの早期議定書を作成すべきである：

- a. + b. 国境を越えたサービスの提供から生じる所得に対する高率課税とデジタル化経済に対する課税；
- b. 税関連の不正な資金の流れに対する措置；
- c. 租税紛争の予防と解決
- d. 富裕層による脱税と租税回避に対処し、関連する加盟国における効果的な課税を確保する。

14. 議定書は、枠組み条約を実施または詳細化するための、枠組み条約に基づく別個の法的拘束力のある文書である。枠組み条約の各締約国は、枠組み条約の締約国となる時点、またはそれ以降に、実質的な税務問題に関する議定書の締約国となるかどうかを選択できる必要がある。

15. 以下の追加トピックは、枠組条約の下、将来の議定書の対象となる可能性がある：

環境・気候問題に関する税制措置

税務上の情報交換

税務における相互行政支援、

有害な租税慣行

15. 特に以下のテーマに関する議定書を検討することができる：

a. 環境問題に関する税制措置

b. 税務上の情報交換

c. 税務に関する相互行政支援

d. 有害な税務慣行

15. 枠組み条約と同時に2つの早期議定書を作成すべきである。早期議定書の1つは、デジタル化とグローバル化が進む経済において、国境を越えたサービスの提供から得られる収入に対する課税を扱うべきである。

16. 二つ目の早期議定書の主題は、政府間交渉委員会の組織会合で決定されるべきであり、以下の特定の優先分野から選択されるべきである：

a. デジタル化経済への課税

b. 税関連の不正な資金フローに対する措置

c. 租税紛争の予防と解決

d. 富裕層による脱税と租税回避に対処し、関連する加盟国における効果的な課税を確保する。

17. 特に以下のテーマを扱う議定書を検討することができる：

a. 環境問題に関する租税協力

b. 税務上の情報交換

c. 税務に関する相互行政支援

d. 有害な税務慣行

交渉のアプローチと期間

#### IV. 交渉のアプローチと期間

【2】に同じ

16. 枠組条約は、加盟国主導の交渉委員会が検討を行う。政府間交渉は2025年と2026年にX日間（注：休日を含まず）のセッションをY回ニューヨークで開催されることとし、作業を完了させ、枠組条約と早期議定書の最終文書を総会に提出し、〔第81回〕総会で審議されるよう全力を尽くすこと

とする。

16. 枠組み条約は、加盟国主導の交渉委員会により作成されるべきである。政府間交渉委員会は、2025年、2026年、2027年に、少なくとも年3回の会合を開き、会期は1回につき10営業日以内とし、作業を完了させ、枠組み条約と2つの初期議定書の最終文書を総会に提出し、第82会期の第1四半期に総会の審議を仰ぐ。

18. 枠組み条約は、加盟国主導の交渉委員会により作成されるべきである。政府間交渉委員会は、2025年、2026年、2027年に、少なくとも年3回の会合を開き、会期は1回につき10営業日以内とし、作業を完了させ、枠組み条約と2つの初期議定書の最終文書を総会に提出し、第82会期の第1四半期に総会の審議を仰ぐ。

17. 政府間交渉は、文書間の調整を図るため、枠組条約の交渉開始と同時に、上記の早期議定書の交渉を開始し、遅くとも枠組条約の交渉が終了してから6ヶ月以内に議定書の交渉を終了させることを目指すべきである。

【3】でこのパラの記述なし

18. 政府間交渉委員会の事務局は、公平な地理的代表に基づき選出された1名の議長、3名の副議長、そして1名の報告者によって構成されるべきである。

18. 政府間交渉委員会の事務局は、衡平な地理的代表に基づいて選出された議長、18名の副議長、報告者で構成されるべきである。

19. 政府間交渉委員会の事務局は、公平な地理的代表に基づいて選出された議長、18名の副議長、報告者で構成されるべきである。

19. 加盟国は、枠組条約の交渉に全面的に関与し、代表における連続性を確保するよう努めるべきである。

19. 加盟国は、枠組み条約の交渉に全面的に関与し、その代表の継続性を確保するよう努めるべきである。

19 bis. 国際機関および市民社会は、確立された慣行に従って、政府間交渉委員会の作業に貢献することが奨励される。

20. 加盟国は、枠組み条約の交渉に全面的に関与し、代表の継続性を確保するよう努めるべきである。

20. 政府間交渉委員会は、その作業を通じて、他の関連するフォーラムの作業、潜在的なシナジー効果、国際、地域、地方レベルでの租税協力に関与する機関の既存の利用可能なツール、強み、経験、補完性を考慮する必要がある。

20. 政府間交渉委員会は、その作業を通じて、他の関連するフォーラムの作業、潜在的な相乗効果、及び国際、地域、地方レベルで租税協力に関与する複数の機関で利用可能な既存のツール、強み、専門知識、補完性を考慮すべきである。

21. 国際機関、市民社会、その他の関連する利害関係者は、確立された慣行に従い、政府間交渉委員会の作業に貢献することが奨励される。

22. 政府間交渉委員会は、その作業を通じて、他の関連するフォーラムの作業、潜在的な相乗効果、及び国際、地域及び地方レベルでの租税協力に関与する複数の機関において利用可能な既存の

手段、強み、専門知識及び補完性を考慮すべきである。

交渉機関の活動を支援するためのリソース

## V. 交渉委員会の作業を支援するためのリソース

【2】と同じだが、番号がVIになっている

21. 政府間交渉委員会の作業を支援するため、総会・会議運営部からの技術面をサポートする事務局と経済社会局からの中身を担う事務局を含む、必要な施設とリソースを提供するよう、事務総長に対し要請すべきである。

21. 事務総長は、政府間交渉委員会に対し、その作業を支援するため、総会・会議管理部の技術事務局および経済社会局の実質事務局を含め、必要な施設および資源を提供するよう要請すべきである。(合意広告参照)

【2】と同じ

22. 可能な加盟国およびその他の関係する利害関係者は、旅費および現地経費の負担や能力開発を含め、特に後発開発途上国を含め、途上国が枠組条約の交渉に全面的かつ効率的に参加できるための支援を行うよう奨励されるべきである。

22. 加盟国およびそうする立場にある他の関連利害関係者は、特に後発開発途上国を含む開発途上国の枠組み条約交渉への完全かつ効果的な参加を確保するため、旅費および現地での経費の負担、能力構築を含め、支援するよう奨励される。

24. 加盟国およびそうする立場にあるその他の関連する利害関係者は、旅費および現地経費の負担、能力構築を含め、特に後発開発途上国を含む開発途上国の枠組み条約交渉への完全かつ効果的な参加を確保するための支援を行うよう奨励される。(了)

=====

### 【各ドラフトの URL】

国際租税協力に関する国際連合枠組条約の草案改訂案（2024年7月18日）

[https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-07/Revised%20draft%20ToR\\_18%20July%202024.pdf](https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-07/Revised%20draft%20ToR_18%20July%202024.pdf)

国際租税協力に関する国際連合枠組み条約の付託草案改訂案（2024年8月11日現在）

[https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Draft%20ToR.Rev\\_.2\\_11%20August%202024\\_inline\\_0.pdf](https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Draft%20ToR.Rev_.2_11%20August%202024_inline_0.pdf)

国際租税協力枠組条約に関する議長規約案（2024年8月15日）

[https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Chair%27s%20proposal%20draft%20ToR\\_L.4\\_15%20Aug%202024\\_\\_\\_\\_.pdf](https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/Chair%27s%20proposal%20draft%20ToR_L.4_15%20Aug%202024____.pdf)

※ 2024年6月7日公表のゼロドラフトは省略した

### <日本と米国の反対に関する説明>

（日本）国連国際租税協力枠組条約にかかる TOR 作成のためのアドホック政府間委員会：TOR 採択における原田財務省主税局総務課主税企画官による投票理由説明

（→この原田氏とは、主税企画官 原田浩気）

[https://www.un.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/harada081624.html](https://www.un.emb-japan.go.jp/itpr_ja/harada081624.html)

（米国）国際租税協力に関する国際連合枠組条約の採決に関する説明

<https://usun.usmission.gov/explanation-of-vote-on-the-united-nations-framework-convention-on->

[international-tax-cooperation/](#)